

平成二十七年六月十九日提出
質問第二八三号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する再質問主

意書

ロシア下院は本年六月十日の本会議で、ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）を可決した。

右と「前回答弁書」（内閣衆質一八九第二六八号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「法案」は二十四日の上院本会議で承認される流れと承知するが、政府はこの二十四日までどのような働きかけをするか明らかにされたい。」と問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第二六八号）では、「ロシア連邦連邦院における御指摘の「法案」の審議日程は現在のところ明らかでないが、政府としては、我が国漁業者が操業を継続できるよう、引き続き、ロシア連邦政府及びロシア連邦議会に対し粘り強く働きかけを行っていく考えである。」との答弁をなされているが、具体的に日本政府の誰が、ロシア政府の誰に働きかけするのか明らかにされたい。これは緊急をようする問題であるので、正直に答えられたい。

右質問する。